

Title	RDA, NCR1987, NCR2018における「著作」： 同一性の操作的定義の視点による比較分析
Sub Title	The characteristics of "work" in RDA, NCR1987, and NCR2018 : a comparative analysis from the viewpoint of operational definitions on its identity
Author	橋詰, 秋子(Hashizume, Akiko)
Publisher	三田図書館・情報学会
Publication year	2018
Jtitle	Library and information science No.80 (2018.) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	<p>【目的】 現在進行中の図書館目録の高度化の取組では「著作 (Work) 」概念と「著作」に基づくナビゲーション機能の向上が重視されている。しかし抽象的な実体である「著作」は、OPACのFRBR化や書誌レコードの作成といった実践的な場面では十分に活用できていなかった。実践的な文脈で「著作」を扱う場合においては、2つの資料が同一「著作」として扱われる際に有する同一性を特定する操作や手段である「著作の同一性の操作的定義」が有効になる。本研究の目的は、書誌レコード作成の基礎ツールである記述規則を分析し、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を明らかにすることである。</p> <p>【方法】 「Resource Description and Access (RDA)」、 「日本目録規則1987年版 (NCR1987) 」, 「日本目録規則2018年版案 (NCR2018) 」を分析対象とした。具体的には、①各記述規則の「著作」の用語定義を確認した上で、「著作」の同一性の操作的定義の視点から、②同一「著作」集合の形成および③「著作」間の境界線に焦点を当て、3つの記述規則の規定を比較分析した。最後に、それらの結果をまとめ各記述規則の「著作」の特徴を整理するとともに、「著作」の同一性の操作的定義について課題と改善策を考察した。</p> <p>【結果】 現行の日本の標準記述規則であるNCR1987は、策定が「書誌レコードの機能要件 (FRBR) 」成立以前であるが故に「著作」の定義がFRBRとは異なる。また、全ての「著作」を対象とした集合形成ができず、「著作」の同一性の同定識別基準に相当する「著作」の境界線には固定化していない部分があった。今後の標準記述規則と期待されるNCR2018とRDAは、目録高度化の実現につながる同一「著作」集合の形成を目的とする規定を含み、この規定がFRBRに基づく「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義とを明示的に結びつけていた。両記述規則の「著作」間の境界線は固定化していたが、そこには書誌レコード作成者の個別事例ごとの知的判断に依存するケースも含まれていた。</p> <p>Purpose: To improve the function of library catalogs, the concept of "Work" and navigation functions based on the concept of Work are both essential. However, its definition often varies depending on individual catalogers, resulting in unstable interpretations. Subsequently, the concept of Work is found to be difficult to use for the creation of bibliographic records. To handle the abstract concept of Work in a practical context, it is necessary to provide an operational definition on its identity. The purpose of this study is to examine the characteristics of Work in descriptive rules in terms of operational definitions on its identity.</p> <p>Methods: In this study, three descriptive rules were examined: Resource Description and Access (RDA), Nippon Cataloging Rules, 1987 Edition, 3rd Revised Edition (NCR1987) and Nippon Cataloging Rules, 2018 Edition draft (NCR2018). They were examined and analyzed from the viewpoints of : (1) the definitions of Work within the rules, (2) the collocating function of Works, and (3) the criteria for determining the boundaries between one Work and another. Finally, an improvement plan is discussed.</p>

	Results: The definition of Work in NCR 1987 is different from the definition in FRBR and it is not a fully operable entity. In contrast, NCR 2018 and RDA include sufficient rules, which can easily lead to Work collocation, and those rules link the definition of Work based on FRBR and its operational definition on identity. While the boundaries of Work are fixed in NCR2018 and RDA, there remain cases where the boundaries vary depending on individual catalogers' judgment for identifying Works.
Notes	原著論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00003152-00000080-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原著論文

RDA, NCR1987, NCR2018 における「著作」: 同一性の操作的定義の視点による比較分析

The Characteristics of “Work” in RDA, NCR1987, and NCR2018: A Comparative Analysis from the Viewpoint of Operational Definitions on its Identity

橋 詰 秋 子

Akiko HASHIZUME

Résumé

Purpose: To improve the function of library catalogs, the concept of “Work” and navigation functions based on the concept of Work are both essential. However, its definition often varies depending on individual catalogers, resulting in unstable interpretations. Subsequently, the concept of Work is found to be difficult to use for the creation of bibliographic records. To handle the abstract concept of Work in a practical context, it is necessary to provide an operational definition on its identity. The purpose of this study is to examine the characteristics of Work in descriptive rules in terms of operational definitions on its identity.

Methods: In this study, three descriptive rules were examined: *Resource Description and Access* (RDA), *Nippon Cataloging Rules, 1987 Edition, 3rd Revised Edition* (NCR1987) and *Nippon Cataloging Rules, 2018 Edition draft* (NCR2018). They were examined and analyzed from the viewpoints of: (1) the definitions of Work within the rules, (2) the collocating function of Works, and (3) the criteria for determining the boundaries between one Work and another. Finally, an improvement plan is discussed.

Results: The definition of Work in NCR 1987 is different from the definition in FRBR and it is not a fully operable entity. In contrast, NCR 2018 and RDA include sufficient rules, which can easily lead to Work collocation, and those rules link the definition of Work based on FRBR and its operational definition on identity. While the boundaries of Work are fixed in NCR2018 and RDA, there remain cases where the boundaries vary depending on individual catalogers’ judgment for identifying Works.

慶應義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻, 〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45
Graduate School of Library and Information Science, Keio University, 2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345,
Japan

e-mail: ahasizume@keio.jp

受付日: 2017年11月27日 改訂稿受付日: 2018年3月2日 受理日: 2018年5月21日

- I. はじめに
 - A. 目録の高度化と「著作」
 - B. 「著作」の同一性の操作的定義
 - C. 本研究の目的
- II. 「著作」概念の発達の歴史と既往研究
 - A. 目録法における「著作」概念の発達
 - B. 「著作」の同一性の操作的定義に関する研究
 - C. 日本の記述規則における「著作」に関する研究
- III. 研究課題と対象とする記述規則
 - A. 研究課題
 - B. 対象とする記述規則の概要
- IV. 比較分析の結果
 - A. 用語「著作」の使用法
 - B. 同一「著作」集合の形成
 - C. 「著作」間の境界線
- V. まとめと考察
 - A. 各記述規則の特徴
 - B. 「著作」の同一性の操作的定義に関する課題と改善策
- VI. おわりに

I. はじめに

A. 目録の高度化と「著作」

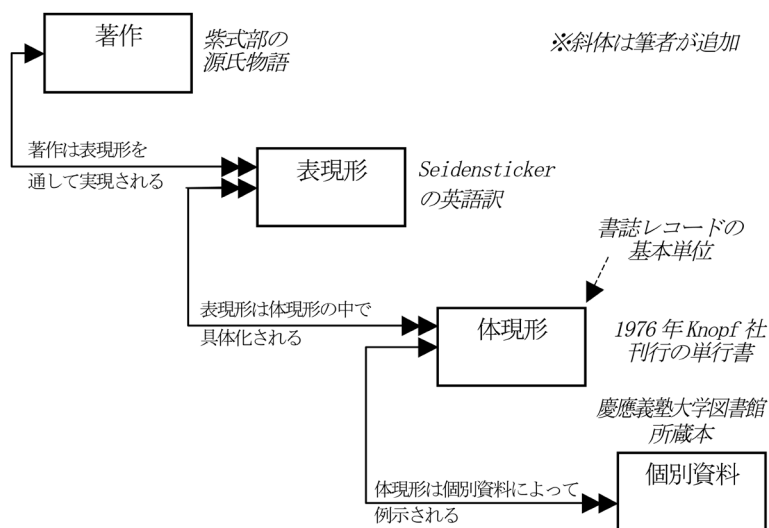
インターネットやサーチエンジンの普及とそれに伴う利用者の検索行動の変化によって、2000年前後から、旧来型の図書館目録に対する危機意識が高まっている。この危機意識を背景に、現在、目録をインターネット環境に適した形に高度化する取組が進められている。

目録高度化の取組においては、「著作 (Work)」の概念と「著作」に基づくナビゲーション機能の向上が重視されている。「著作」は、従来から近代目録法における基礎的要素とみなされてきたが、非物質的な実体であり定義があいまいであること等が障壁となり、旧来の目録では十分に活用できていなかった¹⁾。

1997年に国際図書館連盟(IFLA)が発表した「書誌レコードの機能要件 (Functional Requirements for Bibliographic Records: FRBR)²⁾³⁾は、現実に適用可能な形で「著作」をモデル化し、「著作」を活用した目録高度化を

実現する端緒となった。FRBRは、システム設計等で使われる実体関連分析の技法を用い、目録が対象とする書誌の世界を概念モデル化した。目録利用者の関心対象を11の実体として定義し、それらを3カテゴリ(知的・芸術的活動の成果、成果に責任を持つ実体、成果の主題)に分けた。これらの実体にはそれぞれ属性が与えられ、実体と実体の間には関連が定められている。例えば、「著作」という実体は「著作のタイトル」などの属性を持ち、「著作」と「個人」「団体」という実体の間には「創造」という関連がある。FRBRの核心は、「著作」「表現形 (Expression)」「体現形 (Manifestation)」「個別資料 (Item)」という、知的・芸術的活動の成果を表す多層的な実体群(第1図)である。

知的・芸術的活動の成果を表す実体群を、第1図を用いて説明する。紫式部の源氏物語という「著作」は、Seidenstickerの英語訳という「表現形」を通して実現される。この英語訳はKnopf社が1976年に刊行した単行書という「体現形」の中で具体化され、この「体現形」は慶應義塾



第1図 FRBRの知的・芸術的活動の成果を表す実体群

大学図書館で所蔵される「個別資料」によって例示される。このモデルの最上位に位置づけられた「著作」は、“個別の知的・芸術的創造 (a distinct intellectual or artistic creation)”³⁾と定義づけられている。

「著作」を活用した目録高度化、特に「著作」に基づくナビゲーション機能の向上の事例にOPACのFRBR化 (FRBRization) がある。これは、「体现形」レベルにある既存の書誌レコードを「著作」の単位でグループ化し、検索結果を「著作」の単位で表示する試みであり、OCLCのWorldCat.orgをはじめ多くの適用例がある。OPACのFRBR化によって、利用者はある「著作」に関する資料を網羅的にリストアップし、そこから適切な形態の資料を効率的に選択することができる。この機能は、図書館のコレクションが持つ潜在的な利用可能性を十分に顕在化させる上で重要と考えられている。目録は、そもそも利用者が検索開始時点で予期していなかった豊富な検索結果を提示するツールであり、FRBR化はそれを実現する方策である⁴⁾。加えて、FRBR化は、同一「著作」に関する書誌レコードを大量に含み、検索結果を書誌レコード単位で表示すると、「著作」レベルで重複する書誌レコードが大量に

ヒットしてしまう大規模なデータベースほど効果的といわれている⁵⁾。

FRBR化は、旧来の記述規則や書誌レコードフォーマットによって作成された既存の書誌レコードを用いるものだが、既存の書誌レコードには「著作」を同定識別するデータ要素が十分に含まれていないため、そうした手法では「著作」単位のグループ化の精度に問題が残る。そのため、書誌レコードの作成自体にFRBRを導入する取組も進んでいる。「英米目録規則第2版 (Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd edition: AACR2)」の後継規則として2010年に刊行された「Resource Description and Access (RDA)」はその一例である。RDAは、構築の基盤にFRBRを採用し、「著作」を典拠コントロールの主対象に加えるなど、「著作」を重視した規定となっている。また、2018年3月に予備版が公開された「日本目録規則2018年版 (Nippon Cataloging Rules, 2018 edition draft: NCR2018)」もFRBRに基づくものである。

B. 「著作」の同一性の操作的定義

2018年現在、目録高度化を目指す「著作」に関する取組は、理論構築や試行の段階から書誌レ

コードの作成という実践的な段階に移ったといえる。OPACのFRBR化や書誌レコードの作成という実践的な場面では、“個別の知的・芸術的創造”³⁾というFRBRの「著作」の定義だけでは、その解釈が人によって揺れてしまうが故に、「著作」を十分に扱うことはできない。例えば、「著作」単位のグループ化の精度を高めるには、その元となる書誌レコードの中で、レコード作成者による判断の揺れなく「著作」が一貫した形で扱われる必要があるが、前述した概念的な「著作」の定義だけに基づいて一貫性を保つのは難しい。

目録理論家のSvenoniusは、「著作」を含む書誌的実体を定義するにあたり「操作的定義 (operational definition)」という手法を導入し、それを“定義対象とするものを識別する際に伴う操作や手段の集合を特定すること”⁶⁾[p. 32]と説明した。そして、操作的定義の実践的な場面での有用性を、次のように述べた。

実践的な文脈においては、「著作」の操作的定義が有効になる。なぜなら、同一「著作」となる集合の構成要素を特定するという形に問題を再定式化するからである。すなわち、2つの資料が同一「著作」の集合に属するほど似るのはいつか、この質問に答えられれば、抽象的な概念である情報組織化は実行可能な操作に翻訳できる⁶⁾[p. 35]⁷⁾

上記の文は、実践的な場面で「著作」を扱う時は、2つの資料が同一「著作」として扱われる際に有する「同一性」を特定する操作や手段を明らかにすることが有効になると指摘している。この「著作」の「同一性」を特定する操作や手段は、「著作の同一性」に関する「操作的定義」となる。すなわち、実践的な場面では「著作の同一性の操作的定義」を明らかにすることが有効といえる。

「著作の同一性の操作的定義」は、II章で述べる考え方、すなわち「著作」は実際には資料の集合体として現れるという考え方に基づいている。実際の目録を念頭にこの操作や手段が具体的に指

すものを考えると、「著作」単位による資料(資料を表す書誌レコード)のグループ化を実現する手法やそこで用いられる「著作」の同一性の同定識別基準が、この同一性の操作的定義に相当すると解釈できる。

「著作の同一性の操作的定義」に相当する同一「著作」集合の形成手法や「著作」の同一性の同定識別基準は、記述規則に含まれている可能性が高い。なぜなら、次節で述べるとおり、「著作」単位で書誌レコードをグループ化する「集中化 (collocation) 機能」は従来から目録が有すべき機能の一つとされており、目録を構成する書誌レコードを作成するツールである記述規則にはその実現につながる規定が含まれていると考えられるからである。

II章で述べるように、「著作」の概念については多くの先行研究があり、その成果がFRBRの「著作」の定義に結実している。一方、「著作の同一性」の操作的定義については、そこに焦点を当てた目録規則の研究は殆ど見られず詳細は明らかではない。

C. 本研究の目的

本研究の目的は、書誌レコードの作成という実践的場面を想定し、その基礎ツールである記述規則(目録規則)を分析し、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を明らかにすることである。それにより「著作」の現状と課題について実践面から理解を深めることを意図する。具体的には、RDA、「日本目録規則1987年版 (Nippon Cataloging Rules, 1987 edition: NCR1987)」, NCR2018の3記述規則を、「著作」単位で書誌レコードをグループ化する手法と基準という観点から比較分析し、各記述規則における「著作」の特徴を探る。最後に、記述規則における「著作」の同一性の操作的定義に関し課題と改善策を考察する。

RDA, NCR1987, NCR2018を対象としたのは、現在の日本で使用されている、または近い将来の日本で使用される可能性の高い記述規則だからである。特にRDAは、日本での採用館は国立国会

図書館をはじめ数例に留まるが、国際的に見れば欧米の大規模図書館を中心に使用が広まっている。書誌レコードの国を超えた共有が進む中で、日本の書誌レコードの国際的な相互運用性を担保するためにも、RDAのような国際的なデファクトスタンダードと日本の記述規則を比較し、相違を明らかにすることは重要である。また、NCR1987は、FRBR以前に策定されたという点で他の記述規則と異なるが、現在の日本の書誌レコード作成を考える上で不可欠な記述規則であるため対象に選んだ。なお、実際の書誌レコード作成の場面では、記述規則に加えて適用細則や作成マニュアルなどを用いることが多いが、そうしたマニュアル類は作成館の個別の事情を反映した内容となっており作成館を超えた一般化が困難と考えられるため、本研究では対象としなかった。

II. 「著作」概念の発達の歴史と既往研究

A. 目録法における「著作」概念の発達

「著作」は、近代目録の発達を通じて重要性が認識されるようになった概念である。「著作」は、近代目録法に関する議論の中で鍵を握る要素とみなされてきた⁸⁾。近代目録法における「著作」概念の発達の歴史については、20世紀までの英米の目録法を範囲とするレビューが、Smiraglia⁸⁾やYee⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾によって書かれている。以下では、英米の目録法における「著作」概念の発達の歴史を概観する。

抽象的な実体である「著作」を目録の対象の一つとすることは、近代記述規則の出発点と評される1841年のPanizziの目録規則¹³⁾から既に意識されていた。同規則には、翻訳書は原著の著者名のもとに記入し、その記入は原著の記入のすぐ後に排列するという、特定の「著作」に関係する複数の資料を一箇所に集める規定が含まれていた。1876年のCutterの辞書体目録規則¹⁴⁾は、目録の目的が明記された初めての記述規則である。Cutterは、「著作」と「資料」の概念を区別した上で、目録の目的として、図書館が所蔵する特定の著者の「著作」、特定の主題の「著作」、特定の「著作」の諸資料が分かることを挙げた。

Cutterが規定化した「著作」に関する目的は、1908年の*Catalog Rules: Author and Title Entries*には明記されなかったものの、1930年代に開始された同規則の改訂作業以降、その存在が図書館界に広く認識されるようになる。それに伴い「著作」に関する研究が進み、「著作」概念自体も発達していく。1959年にVeronaは、Petteeが1936年に提唱したLiterary Unitという概念¹⁵⁾を発展させ、目録の記述対象を「著作」としたものをLiterary Unit、目録の記述対象を手元に存在する資料としたものをBibliographic Unitと定義し、両者を明確に区別した¹⁶⁾。1969年、Lubetzkyは記述規則の分析を通じてCutterが示した目録の目的をさらに発展させた¹⁷⁾。彼は、目録が対象とする書誌の実体には知的な「著作」と物理的な「資料」という二元的な性質があることを明確にした上で「著作」を重要視し、目録の目的の一つに特定の「著作」に関する資料(Lubetzkyの用語でいえば「版」)を集中させる機能があると指摘した。1961年に開催された国際目録原則会議では、LubetzkyやVerona等によって「著作」に関する議論が戦わされ、その議論の成果が国際目録原則、いわゆるパリ原則¹⁸⁾にまとめられた。パリ原則の中で「著作」は“記録や伝達のために言語や記号で表現された思想”¹⁸⁾と定義された。これは、「著作」の知的な性質を初めて正式な形で定義したものとして評価されている。

記述規則を用いたLubetzkyの実証的な観点による研究は、その後の「著作」に関する諸研究に大きな影響を与えた。1970年代頃からWilson¹⁹⁾やDomanovszky²⁰⁾はLubetzkyの理論を発展させ、同じ「著作」に属する資料の間に潜在する関連性を検証した。彼らの研究を通じて、知的かつ抽象的な実体である「著作」は、現実には資料という具現化物の集合体として現れるという考え方が浸透した。続く1980年代からは、実際の目録や記述規則を対象とした実証研究が進んだ。その研究成果は、資料の集合体としての「著作」という考え方を実証的な面から支えるとともに、「著作」の具体的な特質について理解を深めさせた。

1987年、Tillettは、書誌的世界に存在する2つ以上の資料もしくは著作のつながりである「書誌的関連 (bibliographic relationships)」に注目し、24の記述規則に含まれる書誌的関連に関する規定等を分析し、7つの分類タイプを抽出した²¹⁾。Smiragliaは、Tillettが抽出した分類タイプのうち「派生関連 (derivative relationships)」に焦点を当て、同タイプに属する書誌的関連のさらなる体系化を行った²²⁾。これらの実証研究の成果は、1997年に刊行されたFRBRに活かされている。FRBRは、Lubetzkyの「著作」「資料」という二元的な捉え方を、「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」という4階層のモデルに発展させ、現在の情報環境に適した実体関連分析の技法を用いて提示した。

21世紀に入っても「著作」の重視は変わっていない。「著作」単位の集中化機能は、パリ原則に代わって2009年に発表(2016年改訂)された「国際目録原則覚書 (Statement of International Cataloguing Principles: ICP)」²³⁾²⁴⁾の中でも、目録の機能の一つに挙げられている。また、IFLAは2017年にFRBRを「IFLA Library Reference Model」²⁵⁾へと改訂したが、その改訂モデルにおいても「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」という4階層モデルに変化はなく、それらは引き続き書誌的世界を表すモデルの核として位置づけられている。

以上で概観した「著作」の歴史に関連して、2001年にSmiragliaが興味深い整理を行っている²⁶⁾。彼は、一元的な原理の採用を特徴とする「モダン」と多元的な方法を許容する「ポストモダン」の枠組みで目録の変遷を捉え直し、PanizziやCutterの時代の目録を検索よりも蔵書管理を優先する「モダン目録」、近年および将来の目録を検索優先で分散とリンクづけを特徴とする「ポストモダン目録」と位置づけた。そして、Lubetzkyに代表される実証的観点を採用した諸研究を「モダン目録」から「ポストモダン目録」への転換点として位置づけ、この転換点に相当する研究の中で、目録の構造を単純な蔵書リストの形から「著作」に関係する関連を重視する形に変

革させることが提唱されたと指摘した。つまり彼の指摘に従えば、「著作」はポストモダン目録への転換点で重要な要素としての位置づけを得たのである。

Smiragliaのモダン目録・ポストモダン目録の枠組みを援用して、本稿での「著作」の歴史をまとめる。「著作」はモダン目録の時代から目録の対象として意識されてきたが、ポストモダン目録への転換点に当たるLubetzky等の研究以降、「著作」の重視が図書館界の共通認識となった。実証的観点による諸研究の進展に伴って「著作」概念自体も洗練され、「著作」を個別の知的・芸術的創造という抽象的な実体として捉える概念的な定義が生まれた。加えて、「著作」は実際には資料という具現化物の集合体として現れるという考え方も定着した。さらに、Tillettからはじまる20世紀後半以降の研究は、現実の目録や記述規則から帰納的に「著作」の特質を明らかにすることに成功し、それがFRBRに結実した。

実体関連分析を用いたFRBRはリンクづけを特徴とするポストモダン目録と親和性が高く、高度なポストモダン目録を実現する基盤になると考えられる。しかし、ポストモダン目録を実現させる段階で、抽象的な実体である「著作」に含まれるあいまいさが問題点として指摘されるようになった。筆者は、特に、近年進められている「著作」を重視した書誌レコードの作成作業において、この問題点は大きな課題になると考えている。

B. 「著作」の同一性の操作的定義に関する研究

現在、RDAを適用する動きが本格化している。そのため、RDAを扱った研究が増えており、その中に各種実体の同一性の操作的定義に関係するWallheim²⁷⁾やPiccoら²⁸⁾の研究がある。Wallheimは、「著作」間・「表現形」間・「体现形」間・「個別資料」間の書誌的関連に焦点を当て、同一性の操作的定義の視点からRDAの関連指示子(具体例はIV章C節で述べる)の諸規定を分析し、それを文学研究で「間テキスト性 (intertextuality)」と称される異なるテキスト間

の関連と比較した。先行するテキスト（例：ロビンソンクルーソー）とその派生テキスト（例：十五少年漂流記）との間の関連性の整理は、文学分野の重要な研究テーマである。この間テキスト性と RDA の書誌的関連に何らかの共通性があることは、従来から目録理論家によって指摘されていた。Wallheim は両者を比較し、文学研究で議論されてきた関連と RDA で記録される関連との間には隔たりがあることを明らかにした。Picco らの研究も、「著作」間・「表現形」間・「体現形」間・「個別資料」間の書誌的関連を扱っている。彼らは、RDA の規定や MARC フォーマット等を分析し、FRBR の書誌的関連が記述規則や MARC フォーマットで記録される具体的な手法を検証した。その結果、RDA には、書誌的関連を記録する手法として、識別子 (ID)、典拠形アクセスポイント、複合記述が用意されていること、また FRBR の抽象的なモデルを書誌レコード上で表現するために書誌的関連の種類を示すカテゴリ体系を関連指示子として提示していることを指摘した。Wallheim と Picco らの研究は、いわば同一性の操作的定義を扱ったものだが、対象が書誌的関連全般であり「著作」に特化していない点で本研究とは異なる。

なお、RDA 以前の記述規則に現れる「著作」の同一性の操作的定義を扱ったものに、1994 年の Yee の研究がある¹⁰⁾¹¹⁾。Yee は、17 世紀の英国ボドリアン図書館の目録規則から 20 世紀の AACR2 までの英米の記述規則を分析し「著作」の同定識別基準を調査した。彼女は、同一「著作」に属する資料には同じ基本記入標目が割り当てられるとの前提に立ち、翻訳、戯曲化といった様々な変化を受けて成立した資料が、元となった「著作」と同一「著作」と捉えられるかについて各記述規則を詳細に検証した。その結果、元の「著作」を別言語に翻訳した資料はボドリアン図書館の目録規則から一貫して元の「著作」と同一「著作」とされてきたが、戯曲化された資料は Cutter の目録規則では元の「著作」と同一「著作」とされたものの、1940 年代以降の記述規則では別の「著作」とされた、といった基準の変遷

を明らかにした。

C. 日本の記述規則における「著作」に関する研究

日本の記述規則に関する研究は、1977 年刊行の「日本目録規則新版予備版」や NCR1987 の改訂前後の時期に数多く発表された。しかし、その後今日に至るまで、日本の記述規則を対象とする研究はあまり多くない。また、改訂前後の研究は、記入方式など記述規則の技術的側面に焦点を当てたものが多く、本研究のように「著作」を取り上げたものは少ない²⁹⁾。

FRBR や RDA 刊行以降の最近の研究には、「著作」に関するものが存在する。2010 年の和中の論稿は、FRBR の「著作」を踏まえ NCR の改訂の方向性を考察した³⁰⁾。その中で和中は、NCR1987 は「著作」の同定識別手法を十分に提供できておらず、「著作」を対象とした典拠コントロールが必要であることを指摘した。2013 年の古川の論稿は、「著作」を同定識別する書誌的要素 (エレメント) として機能する RDA の「著作の典拠形アクセスポイント」の規定を分析し、日本への適用に向けて RDA の規定内容を修正する提案を行った⁴⁾。これらの研究の中では、「著作」の同一性の操作的定義に関しても本質的な指摘がされているが、どちらも分析の範囲が限定的である。その点で、現在の日本で使用されている、もしくは使用される可能性の高い 3 つの記述規則すべてを範囲とした本研究と異なる。

III. 研究課題と対象とする記述規則

A. 研究課題

本研究の目的は、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を明らかにすることである。I 章 B 節で述べたように「著作」の同一性の操作的定義とは、「著作」単位での書誌レコードのグループ化を実現させるための手法およびそこで用いられる「著作」の同一性の同定識別基準と解釈できる。書誌レコードの作成という実践の場面を想定してこの手法と基準に当たるものを具体化させると、手法は同一の「著

作」を同定識別するキー(同定キー)となる書誌的要素を付与すること、基準は手元の資料と何らかの関係の有する「著作」が手元の資料と同一「著作」であるか否かを判断する基準と考えられる。後者の基準は、例えば、手元に J・K・ローリングの『ハリー・ポッターと賢者の石』の日本語訳の単行書やそれを映画化した DVD がある場合、これらの資料がオリジナルの『ハリー・ポッターと賢者の石』と同一の「著作」かどうかを判断する根拠となるものである。このハリー・ポッターの事例の場合、どちらの資料もオリジナルの「著作」から派生したものであるが、日本語訳の単行書はオリジナルと同一の「著作」、映画化 DVD は別の「著作」というように、判断結果は資料によって異なる。こうした判断を揺れなく行うには、IV 章 C 節で述べるとおり、ある「著作」と関連のある資料群の間に、同一「著作」と別の「著作」とを区別する「境界線 (boundaries)」を引く必要があると考えられる。

上記を踏まえ、具体的な研究課題を次のとおり設定した。

- ①「著作」の同一性の操作的定義の視点による分析の前提として、「著作」という用語の使用法の観点から RDA, NCR1987, NCR2018 の各記述規則を比較分析する。
- ②「著作」の同一性の操作的定義の視点から、同一「著作」集合の形成に注目し 3 記述規則を比較分析する。
- ③「著作」の同一性の操作的定義の視点から、「著作」間の境界線に注目し 3 記述規則を比較分析する。
- ④上記を踏まえ、「著作」の同一性の操作的定義の視点から 3 記述規則の「著作」の特徴を整理するとともに、各記述規則における「著作」の同一性の操作的定義の課題と改善策を考察する。

本研究では、まず、②③の前提として、①用語の使用法の観点から各記述規則を分析する。具体的には、「著作」という用語について各記述規則における定義や使用法を検討する。②で取り上げる同一「著作」集合の形成、つまり書誌レコード

の「著作」単位のグループ化は「著作」の同一性の操作的定義のうち手法に相当すると考えられる。同一「著作」集合の形成は「著作」の同定キーとして働く書誌的要素によって高精度に実現可能と考えられることから、各記述規則に含まれる「著作」の同定キーの詳細を明らかにする。③では、「著作」の同一性の操作的定義のうち基準に相当する、「著作」間の境界線を取り上げる。そして、各記述規則の規定の分析を通じて、記述規則ごとの境界線を明らかにしそれらの相違を検証する。最後の④では、以上の結果をまとめ、操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を整理した上で、そこから見いだせる「著作」の同一性の操作的定義の課題と改善策を考察する。

B. 対象とする記述規則の概要

1. RDA

AACR の後継として開発された RDA は、2013 年頃から米国議会図書館や英国図書館などの欧米の大規模図書館で採用され、日本でも国立国会図書館などいくつかの図書館で、いわゆる洋書の書誌作成に適用されている。RDA は、RDA 運営委員会が維持管理を行い、その規定はウェブのツールキット³¹⁾の形で公開され、毎年更新がなされている。本研究では、2017 年 5 月時点の規定類(2017 年 4 月に最終更新されたもの)を分析対象とした。

RDA は、FRBR、「典拠データの機能要件 (Functional Requirements for Authority Data: FRAD)」³²⁾、「主題典拠データの機能要件 (Functional Requirements for Subject Authority Data: FRSAD)」³³⁾を基盤モデルに採用し、2009 年更新の ICP に準拠した、新しいタイプの記述規則であるが、個々の規定においては英米の目録法の伝統を踏まえている。RDA の全体構成は、先行する AACR2 とは異なり、大きく「属性」と「関連」の 2 部構成となっている。属性を扱う前半部分には、「著作」をはじめとする実体ごとに必要な属性を書誌的要素として設定し記録法を規定している。関連を扱う後半部分は、実体間に存在する各種の関連を書誌的要素として設定し記録

法を定めている。本研究では、前半および後半部分の両者の規定の中から著作に係るものを取り上げ分析対象とした。

2. NCR1987

NCR1987は、日本図書館協会目録委員会が策定した記述規則で、現在の日本の標準規則である。これは「国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description: ISBD)」に準拠した記述規則であるが、非基本記入方式を採用し書誌階層構造の考え方を導入するなど、国際的な標準から距離を置いた内容も有している。本研究では、2006年に刊行された改訂3版³⁴⁾を対象とした。

3. NCR2018

NCR2018は、2018年12月頃の本版刊行を目指して策定が進められてきた記述規則である。2018年3月に日本図書館協会のホームページにPDF形式の予備版が公開されたが、本研究では、2017年2月に公開された全体条文案³⁵⁾とその関連文書³⁶⁾を分析対象とした。なお、この全体条文案は、本版の刊行までに修正が加わると予想されるため、本研究で参照したNCR2018(全体条文案)は正式刊行されるNCR2018とは異なる可能性がある。

NCR2018は、NCR1987の後継規則であると同時に、ICPに準拠し、かつRDAへの対応を目指している。そのため全体構成は、RDAと同じく「属性」と「関連」に大きく分かれている。日本図書館協会目録委員会は、NCR2018策定の基本方針として、①ICP等の国際標準に準拠すること、②RDAとの相互運用性を担保すること、③日本における出版状況等に留意すること、④NCR1987とそれに基づく目録慣行に配慮すること、⑤論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする、⑥ウェブ環境に適合した提供方法をとることの6項目を挙げている³⁷⁾。なお、NCR2018の全体条文案には、現時点では未公開の部分または決定が留保されている部分があるが、本研究の分析ではそうした未公開、留保事項

も必要な範囲で含めた。

IV. 比較分析の結果

本章では、前章で設定した研究課題に沿って比較分析した結果を述べる。最初に、議論の前提として、「著作」という用語の使用法の観点から各記述規則を分析する。次に、同一「著作」集合の形成および「著作」間の境界線に焦点を当て、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則を分析する。なお、本研究では、記述規則の全般的な特徴を探るために、古典籍資料や宗教資料、法令といった特定資料群のみが対象となる例外的な規定は分析範囲に含めていない。また、記述規則を用いて作成される書誌的情報は、「書誌レコード」以外にも「目録データ」や「書誌的記録」などと呼ばれるが、本研究では引用箇所を除いて「書誌レコード」という用語で統一的に表現した。

A. 用語「著作」の使用法

B節以降の議論の前提として、各記述規則において「著作」という用語がどのように使われているかを確認する。具体的には、用語「著作」について、各記述規則の用語集等に記載されている定義や規定本文中の使用法を分析する。

1. RDA

RDAの用語集の中で、「著作」は“個別の知的・芸術的創造、すなわち知的・芸術的内容”³¹⁾と定義されている。これはFRBRに準拠し、ICPの「著作」の定義と同じである。加えて、第1表に示すように、RDAの用語集にはFRBRの階層モデルを「著作」とともに構成する「表現形」「体現形」「個別資料」の定義も含まれている。要するに、FRBRを構築基盤にしているRDA自体の特質が、「著作」の用語定義にも十全に表れているといえる。

RDAは、序章で“RDAの設計における主要な要素は、IFLAが開発した書誌データや典拠データ概念モデル、つまりFRBR、FRAD、FRSADと提携している”³¹⁾(RDA 0.2.1)と述べている。

第1表 FRBR, RDA, NCR 1987 における「著作」等の定義

	FRBR の定義	RDA の定義	NCR1987 の定義
著作	個別の知的・芸術的創造	個別の知的・芸術的創造, すなわち知的・芸術的内容	通常, 個人または団体による, 知的・芸術的創造の結果で, 文字, 記号, 図形等で表現され, 記録されることによって具体化しているもの。タイトルを有することで, 一つの実体として扱うことができる。
表現形	英数字による表記, 記譜, 振付け, 音響, 画像, 物, 運動等の形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現	文字, 音楽または振付, 音声, 画像, モノ, 動きなどの形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現	
体现形	著作の表現形の物理的な具体化	著作の表現形の物理的な具体化	
個別資料	体现形の単一の例示	体现形の単一の原本または例示	

すなわち, RDA の規定は FRBR, FRAD, FRSAD の各種実体を用いて組み立てられている。各種実体の中で重視されているのは「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」の4実体である。なかでも「著作」は, RDA を構成する37章のうち7章で用語「著作」が章の見出しの中で使用されるほど, 多数登場する。

FRBR に基づく用語「著作」は規定本文中に多数登場するが, 「著作」の同一性の操作的定義の観点を意識すると, 数ある登場箇所の中でも「著作の典拠形アクセスポイント (authorized access point representing a Work)」(RDA6.27.1) で使われていることが重要と考えられる。なぜなら, 同アクセスポイントの規定は, 次節で述べるように, 「著作」の同一性の操作的定義に相当する同一「著作」集合の形成手法を扱ったものだからである。すなわち, この規定の中で用語「著作」が使用されているということは, 「著作」の同一性の操作的定義が対象としている「著作」が, FRBR に基づいた「著作」であることを明示していると考えられる。換言すれば, RDA は, この規定により, 「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義とを明示的に結びつけているといえる。

2. NCR1987

NCR1987 の用語解説において「著作」は, 第1表のとおり定義されている。RDA の定義と比べると分かるように, 定義の第1文である“通常, 個人または団体による, 知的・芸術的創造の結果で, 文字, 記号, 図形等で表現され, 記録されることによって具体化しているもの”³⁴⁾には, RDA の「著作」の定義内容である知的・芸術的創造と「表現形」の定義内容である文字, 記号, 図形等の形式での表現の両方が含まれている。要するに, NCR1987 の「著作」の定義は FRBR とは異なっている。

定義の第2文の“タイトルを有することで, 一つの実体として扱うことができる”³⁴⁾は, RDA の定義にはない内容である。そして, この内容は, NCR1987 が「著作」を成立させる要件をタイトルの存在に置いていることを示唆している。しかしながら, こうしたタイトルの位置づけは, NCR1987 の規定本文では異なる扱いをされている。すなわち, 「記述総則」(第1章)に含まれる記述の同定識別に関する規定では, “ある資料を他の資料から同定識別する第1の要素はタイトルである”³⁴⁾(1.0.1)と述べられ, 加えて固有のタイトルを有する単行資料等を記述の対象とする(1.0.2)と規定している。「資料」やそれに対する「記述」は, 通常, 「体现形」レベルと捉えられる

ため、規定本文に基づいて判断すれば、ここでタイトルは「体现形」の成立要件として扱われていると考えられる。このようにNCR1987は、タイトルを成立要件とする書誌的実体として、規定本文では「体现形」を、用語解説では「著作」を位置づけている。この相違は、NCR1987において「体现形」と「著作」の区別が不明瞭であることを示唆していると考えられる。いいかえれば、これは、NCR1987では「著作」と「体现形」の分化が不十分な状態にあることの現れといえる。

この点に関して、用語解説のタイトルは「著作に対応するタイトル」、規定本文のタイトルは「体现形に対応するタイトル」を指していると解釈することもできる。しかし、これら別種のタイトルを区別せずに表記している点からも、NCR1987は「著作」と「体现形」とを明確に区別していないという特徴が見いだせる。この特徴は、FRBR成立以前に策定されたNCR1987の特質と考えられる。

併せて、用語「著作」が規定本文中に登場する箇所を精査した。すると、多数登場していたRDAとは異なり、NCR1987での登場箇所は限定的であることが分かった。主要な登場箇所は、①本タイトルの記録方法(1.1.1.2C等)、②並列タイトルとするものの範囲(1.1.3.1A等)、③責任表示(1.1.5等)、④著者標目(第23章)、⑤件名標目(第24章)、⑥分類標目(第25章)、⑦統一タイトル(第26章)、⑧単一記入制目録のための標目選定表(標目付則2)である。上記の規定群において「著作」は、物理的な容器に基づく「資料」とは区別され、「表現形」に相当する部分を含む用語として使用されていると考えられる。これらは、上述した用語定義と照応する使用方法である。

上記の規定群のうち「⑦統一タイトル」のみが、「著作」の同一性の操作的定義に相当する同一「著作」集合の形成手法を扱ったものである。注目すべきは、同規定が任意規定とされていることである。任意規定は、本則を適用する個々の図書館の内規によって本則をさらに敷衍するために採用する規定であり、必須ではないため、多くの

図書館では採用されておらず、また採用された場合も同規定の付与対象は無著者名古典等に限定されている。前項のRDAに関する検討を踏まえて考えれば、同一「著作」集合の形成手法を扱う唯一の規定の適用が任意とされたことから、RDAに比べて、NCR1987は「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義との明示的な結びつきが弱いと考えられる。

3. NCR2018

NCR2018の用語集は現時点では未公開だが、その策定方針から、RDAと同じくFRBRに基づく定義を採用していると考えられる。用語「著作」はNCR2018の規定本文中に多数登場し、RDAと同じく不可欠な用語として規定に組み込まれている³⁸⁾。

ただし、NCR2018には、RDAの規定をそのまま採用せず、従来の日本の目録慣行を意識して再構築している部分がある。こうしたRDAと異なる規定の一つにNCR1987から引き継いだ「書誌階層構造」(0.4.6)があるが、そこにNCR1987の特徴、すなわち「著作」と「体现形」の分化の不十分さが残っていると考えられる。

書誌階層構造とは、書誌レコード内の書誌的要素を全体とそれを構成する部分という「全体部分関連」で関連づけた3つのレベルに分けるものである。例えば、シリーズは「上位書誌レベル」、シリーズの各巻は「基礎書誌レベル」、各巻を構成する各章は「下位書誌レベル」という3レベルを設定できる。NCR2018の規定では、“書誌階層構造は、FRBRで規定する体现形における関連の一種(全体と部分)に相当する”³⁵⁾と説明されている。要するに、書誌階層構造は「体现形」レベルの関連として位置づけられている。

しかしながら、書誌階層構造の「上位書誌レベル」としてよく例に挙がる「シリーズ」は、付録C.1という別の規定の中では「著作」レベルの関連として扱われている。この付録C.1は、「著作」間・「表現形」間・「体现形」間・「個別資料」間の各レベルに存在する書誌的関連の種類を記録する関連指示子をリスト化したものである。「シ

リーズ」を扱う関連指示子である「in series」と「series container of」は「著作の全体・部分の関連」項目の下に位置づけられ、「表現形の全体・部分の関連」項目の下にはないのである。

なお、「シリーズ」に関する関連指示子は、RDAにおいても、NCR2018と同様に、「著作」レベルの関連として位置づけられている。NCR2018およびRDAが依拠するFRBRに立ち戻れば、「シリーズ」を「著作」レベルの関連と捉える付録C.1およびRDAの規定は妥当と考えられ、それ故、「シリーズ」を含む書誌階層構造には、「表現形」レベルの関連だけでなく「著作」レベルの関連も含まれるべきと考えられる。しかし、NCR2018の「書誌階層構造」の規定は「表現形」のみに言及し「著作」への言及はない。

この書誌階層構造における「著作」への未言及は、NCR2018でも書誌の実体としての「著作」が十分に区別できておらず、「著作」として扱うべき部分が「表現形」に含めて捉えられていることの現れと解釈できる。換言すれば、「著作」と「表現形」の分化の不十分さというNCR1987の特徴が、NCR2018にも部分的に残っているといえる。

B. 同一「著作」集合の形成

次に、「著作」の同一性の操作的定義に相当する、同一「著作」集合の形成手法に焦点を当てる。具体的には、同一「著作」集合の形成が目的として明記された規定を各記述規則から抽出、分析することで、各記述規則に含まれる「著作」の同定キーの詳細を明らかにする。

1. RDA

RDAで「著作」の同定キーとして働く書誌的要素には、前述の「著作の典拠形アクセスポイント」(RDA 6.27.1)がある。同アクセスポイントの目的は“個々の表現形がさまざまなタイトルで刊行されている場合においても、一つの著作を具体化した複数の表現形の記述をすべて集めること”³¹⁾(RDA 6.0)と述べられ、同一「著作」集合の形成が明らかに意図されている。なお、「典拠

形アクセスポイント (authorized access point)」とは、統一形に統制されたアクセスポイントのことである。

「著作の典拠形アクセスポイント」を構築する方法には、結合形と単独形の2種類のパターンが用意されている。RDAの規定には次のような事例が示されている³¹⁾。

結合形: Cassatt, Mary, 1844-1926. Children playing on the beach

単独形: Yankee Doodle

結合形は、原則として、「主要な創作者 (Creator) の典拠形アクセスポイント」である「Cassatt, Mary, 1844-1926」に、「Children playing on the beach」という「著作の優先タイトル (preferred title for Work)」を組み合わせで作成する。単独形の場合は、「著作の優先タイトル」である「Yankee Doodle」のみで構築される。これらの構成要素は、どちらも「著作」の属性または関連として記録される書誌的要素である。このうち「創作者」は、「著作」の創作に責任を持つ個人・団体・家族を指し、RDAでは「表現形」に責任を有する「寄与者 (Contributor)」と明確に区別されている。誰を創作者とするかの判断や統一形への統制方法に関しては、同アクセスポイントとは別の章で規定化されている。他方、「著作の優先タイトル」は、「著作」を特定するために選ばれたタイトルである。タイトルの選定方法といった同要素の構築規定は、「著作の典拠形アクセスポイント」と同じ章の別節に記されている。

「著作」という観点から見て興味深いのは、同アクセスポイントの構築パターンの選択が、資料のもつ「創作者性 (authorship)」の種類によってケース分けされていることである。具体的には、①単一の創作者による著作、②共著作、③複数の創作者による著作の編集物、④改訂・改作、⑤既存著作に注解・解説・図等を追加したもの、⑥創作者が不明な著作、という6ケースが個別に規定化されている。例えば、「①単一の創作者による著作」では結合形の構築パターンを、「⑥創作者が不明な著作」では単独形の構築パターンを選ぶことになっている。単独形を採用するのは創

作者の特定が困難なケースであり、それ以外は結合形が原則とされる。

以上をまとめると、RDAの「著作」の同定キーは、原則として「著作」の主要な創作者と「著作」を特定するタイトルの組み合わせで構築され、創作者の特定が困難な場合のみ「著作」を特定するタイトルのみが使用される。そして、その構築作業において、レコード作成者には資料のもつ創作者性の種類を見極めることが要求されている。

ここから、RDAでは「著作」の背後に創作者の存在があることを前提に「著作」の同定キーが構築されていると推測できる。ただし、実際には創作者が不明もしくは存在しない場合があり、書誌レコードの作成作業ではそれらを含めて扱う必要がある。この問題に対応するために、創作者性の種類の判断という、創作者の有無の確認を含む判断をレコード作成者に求める規定になっていると考えられる。

上記の分析から、RDAの同一「著作」集合の形成手法の特徴として「創作者と創作者性の重視」を見出すことができる。「創作者と創作者性の重視」は、各種の記述規則を分析した前述のLubetzkyの論稿¹⁷⁾においても指摘されており、RDA特有の特徴ではなく、旧来の英米の記述規則に由来するものと考えられる。

2. NCR1987

既に指摘したように、NCR1987で「著作」の同定キーとして働く書誌的要素は、「統一タイトル」(第26章)のみである。これは任意規定であり適用館は多くない。統一タイトルの目的は、“ある著作がさまざまなタイトルで刊行される場合、統一された著作名のもとに目録記入を目録中の一か所に集中するために用いる”³⁴⁾と説明されている。なお、NCR1987には、旧来の英米の記述規則で採用されてきた著者基本記入標目に対応する規定として「単一記入制目録のための標目選定表」(標目付則2)が備えられているが、同規定には同一「著作」集合の形成を目的とする旨の記載はなく、同一「著作」集合の形成を明確に意

図しているか不明である。

統一タイトルには、RDAと類似する2種類の構築パターンが用意されている。結合形は「統一タイトル」と「著者名」の組み合わせ、単独形は「統一タイトル」のみで構築される。RDAのような創作者性の種類によるケース分けは備えられていない。加えて、この規定の適用範囲は無著者名古典、聖典、音楽作品のみで、全著作に適用可能なRDAと比べて極めて限定的である。なお、RDAの「典拠形アクセスポイント」はNCR1987の「統一標目」と同じものを指し、統一タイトルは統一標目の一種である。

統一タイトルの構成要素を具体的にみていく。統一標目を構成する要素としての「統一タイトル」は、RDAの「著作の優先タイトル」と同じ目的をもつ書誌的要素と推測できるが、対象が無著者名古典等に限定される点と、付録4の「無著者名古典・聖典統一標目表」に使用可能なタイトルがリスト化されている点で、RDAとは異なっている。他方、構成要素の「著者名」については、規定本文では単に「著者名」と記されているが、その注記から著者の統一標目である「著者標目」を指していると推測される。「著者標目」(第23章)は、「主な著作関与者」である著者や翻案者だけでなく、訳者や校閲者、挿絵画家などの「副次的な著作関与者」も標目にできる規定となっている(23.1.1)。この書誌的要素は、統制されたアクセスポイントという点ではRDAの「主な創作者の典拠形アクセスポイント」と同じであるものの、標目として採用できる者に、RDAの「創作者」に相当すると考えられる「主な著作関与者」だけでなく、「寄与者」に相当する「副次的な著作関与者」をも含めている点でRDAと大きく異なる。つまり、NCR1987の統一タイトルを構成する「著者名」は、「著作」に関する様々な者を示すものであるが故に、「著作」の創作者を限定して指定できず、「著作」の同定キーの構成要素としては不十分と考えられる。この「著作」の同定キーの構成要素に創作者だけでなく寄与者が入る余地があることは、RDAの「創作者と創作者性の重視」という特徴と異なる特徴

を NCR1987 が有していることを示唆している。

以上から、NCR1987 は「著作」の同定キーの構築につながる規定の適用範囲が極めて限定的で、また当該規定の規定内容が不十分であることが確認できる。この状況をもたらした要因は、そもそも NCR1987 の標目が“書誌的記録を検索する手がかりとなるもので、目録記入の冒頭に記載され、その排列位置を決定する第一要素”³⁴⁾(用語解説)と説明される書誌的要素であることだと推測される。つまり、NCR1987 の標目は、統一タイトルを除き、同一「著作」集合の形成を目的とはしていないのである。NCR1987 では、同一「著作」集合形成の機能が明確には自覚されておらず、その結果として、集合化が十分に実現できない状態になっていると考えられる。

3. NCR2018

NCR2018 は、RDA との相互運用性の確保という策定方針から、RDA に存在する書誌的要素を全て採用しており、その中には同一「著作」集合の形成を意図した「著作に対する典拠形アクセスポイント」(22.1) も含まれている。同規定では、RDA とほぼ同じ結合形と単独形の構築パターンや創作者性の種類によるケース分けが備えられている。ここから、NCR2018 では RDA と同程度に同一「著作」集合の形成が可能だといえる。

しかし同規定には、先行する NCR1987 に基づく目録慣行への配慮という策定方針を受けた、RDA と異なる点が2つ存在する。その一つは、「著作の典拠形アクセスポイント」の形 (22.1A) における“著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先タイトルを基礎として構築する”³⁵⁾という規定であり、もう一つは結合形の構築における“優先タイトルと作成者の典拠形アクセス・ポイントの順序は、規定しない”³⁵⁾という規定である。後者は RDA と異なり、結合形の構築において創作者を第一要素としないことを意味している。これらの相違箇所から、NCR2018 には、RDA よりも創作者の比重が小さく、代わりに優先タイトルの重要性が高いという特徴があることが読み取れる。この特徴には、「著作」およ

び「体現形」の成立要件をタイトルに置くという NCR1987 の特徴が影響していると推察される。

C. 「著作」間の境界線

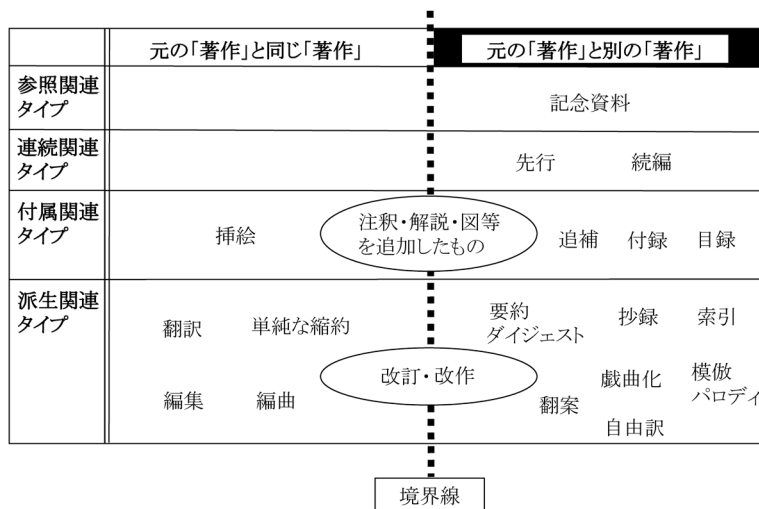
続いて、「著作」の同一性の操作的定義に相当する、「著作」の同一性の同定識別基準に焦点を当てる。高精度な同一「著作」集合の形成を実現するには、ある「著作」が書誌レコード作成時に手元の資料が属する「著作」と同じ「著作」か別の「著作」として扱うかを定める同定識別基準が一貫している必要がある。一貫性のある基準を作る上で重要なのは、ある「著作」と他の「著作」の間の境界線を明確にすることである。FRBR は、境界線の設定について次のように述べている。

著作という概念が抽象的であるため、その実体の正確な境界線を定義することは困難である。著作を構成するものは何か、ある著作と他の著作の境界線をどこに置けばよいかについての考え方は、事実上、文化の違いによって異なりうる³⁾[p. 17]。

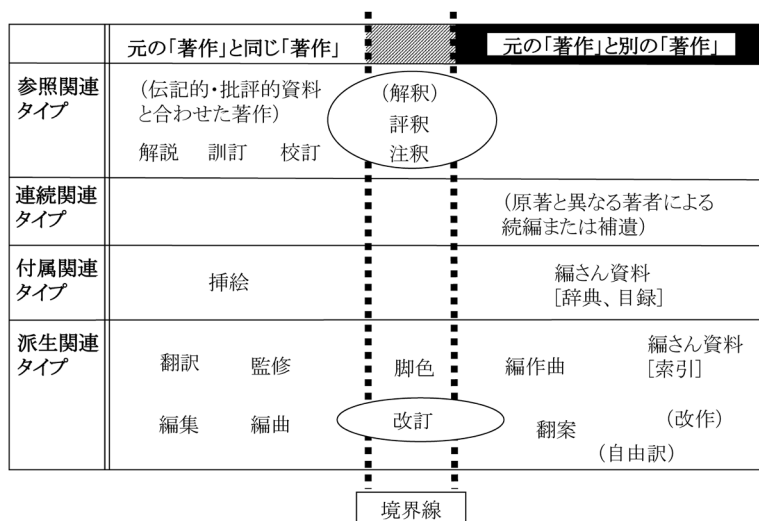
すなわち、「著作」間の境界線は、日本の標準規則である NCR と英米の標準規則である RDA とでは異なる可能性がある。

「著作」間の境界線に関する議論は、これまで、2つ以上の資料もしくは「著作」のつながりを表す「書誌的関連」に関する研究の中で扱われてきた。Tillett は、24 の記述規則を分析し、そこに含まれる書誌的関連を7タイプに分類するとともに、一部の書誌的関連を「著作」間の境界線を示す図に整理した³⁹⁾。本研究では、Tillett の研究手法を参考に3つの記述規則を分析し、記述規則ごとに第2図と第3図に整理した。

本研究では、Tillett が抽出した7タイプのうち、境界線に直接関係する4タイプに焦点を絞り、各記述規則に現れる書誌的関連を分析した。4タイプとは、①ある著作とその著作を対象とした解説、批評、評価等の間に存在する「参照関連 (descriptive relationships)」タイプ、②雑誌の継



第2図 RDAにおける「著作」間の境界線



第3図 NCR1987における「著作」間の境界線

続タイトルや単行書の続編など、続いたり先行したりする資料の間にある「連続関連 (sequential relationships)」タイプ、③ある資料を他の資料が補完・補強している関連を示す「付属関連 (accompanying relationships)」タイプ、④ある資料とその資料に変更が加わった資料との間に存在する「派生関連 (derivative relationships)」タイプである。

1. RDA

「著作の典拠形アクセスポイント」(6.27.1), 「創作者に関する関連指示子 (relationship designators for Creator)」(付録 I.2.1), 「関連指示子: 著作間・表現形間・体現形間・個別資料間の関連 (relationship designators: relationships between Works, Expressions, Manifestations and Items)」(付録 J) の規定を分析し, 「著作」

間の境界線に関係が深いと思われる主な書誌的関連を抽出し、第2図に示した。例えば、付録Jには「関連する著作間の関連指示子」の一つとして「abridgement of (work)」という関連指示子が記載されているが、この関連指示子からは「要約」という書誌的関連を抽出した。そして、「関連する著作間の関連指示子」は独立した「著作」相互の関連を指示するものであるため、第2図の中では「要約」を元「著作」とは別の新たな「著作」として位置づけた。同様に、「translation of」という「関連する表現形間の関連指示子」からは、「翻訳」という書誌的関連を抽出し、第2図の中では元「著作」と同じ「著作」として配置した。

なお、付録Jは、「関連する著作間の関連指示子」と「関連する表現形間の関連指示子」以外にも、「関連する表現形間の関連指示子」「関連する個別資料間の関連指示子」というように実体ごとに多数の関連指示子を列挙しているが、本研究では「著作」と「表現形」に対応するもののみを対象とした。また、付録Jには「関連する著作の関連指示子」と「関連する表現形の関連指示子」の双方に現れる関連指示子（「abridgement of (work)」と「abridgement of (expression)」など）が多く存在するが、本研究では「著作」に焦点を当てるため「関連する著作の関連指示子」に特に注目し、そこから抽出した関連を元「著作」とは別の「著作」を生むものとして扱った。加えて、同一「著作」に属する書誌的関連は、「関連する表現形の関連指示子」のみに現れる関連指示子から抽出した。なお、図のスペースに限りがあるため、第2図には主要な書誌的関連のみを記載した。

第2図の見方を簡単に説明する。元の「著作」に「翻訳」や「単純な縮約」等の何らかの変更が加えられて、元「著作」と関連する資料が生まれ、そこに書誌的関連が発生すると捉える。図の中央に配置された境界線の右側に配置された書誌的関連は、元「著作」とは別の新たな「著作」として扱われていることを示す。なお、境界線上に丸で囲んで配置した「改訂・改作」と「注釈・解

説・図等を追加したものは、同じ「著作」か別の「著作」かが機械的に決められず、その決定が書誌レコード作成者の知的判断に委ねられるものである。

以下で、第2図から読み取れるRDAの主要な特徴を述べる。

- ①派生関連タイプをみると、元「著作」の表現形式や手段が変更された「翻訳」「編曲」は同一「著作」とみなされ、他方、修正自体に知的活動が大きく関与している「翻案」「自由訳」「パロディ」は別の「著作」とみなされている。同様に、ある文学表現形式・芸術表現形式から他の形式への変更である「戯曲化」は別の「著作」と捉えられている。これは、旧来の記述規則群を分析整理したTillettによる図が示す特徴と同じであるため、旧来の記述規則から継続する特徴と考えられる。加えて、「単純な縮約」は同じ「著作」。「要約」「ダイジェスト」は別の「著作」と扱いが分かれている。ここから、元の「著作」からの変更の程度が「著作」の同定識別基準に影響を与えていることが分かる。ただし、RDAの規定本文には、どの程度変更されていけば別「著作」と捉えるか、という変更程度の判断基準までは十分に明文化されておらず、同一「著作」もしくは別「著作」と捉える具体的なケースが例示されているのみである。
- ②付属関連タイプに属する「追補」「付録」「目録」といった、元「著作」の知的・芸術的実現にとって不可欠ではない増加部分(augmentation)は、それ自身が独立した「著作」とみなされている。他方、知的・芸術的な内容を補強するために元「著作」に挿入される「挿絵」は、元「著作」の一部とみなされる。これも、Tillettの図が示す特徴と同様であり、旧来の記述規則から継続しているものと考えられる。
- ③連続関連タイプの「先行」「続編」は、どちらも元の「著作」と別の「著作」として扱われている。
- ④参照関連タイプには元となる「著作」を記念

した「記念資料」が含まれ、それは元「著作」とは異なる「著作」として扱われている。なお、現時点で当該タイプに属する関連指示子は「記念資料」に対応する「commemoration/commemoration of」しかない。

- ⑤丸で囲んで示した「改訂・改作」と「注解・解説・図等を追加したもの」は、前節で取り上げた「著作の典拠形アクセスポイント」構築に関して独立した規定となっていたものである。これらの独立規定は、書誌レコード作成者が「著作」の同定識別の判断に悩むケースであると推測される。例えば「改訂・改作」は、元の「著作」の性質や内容が実質的に変化している (substantially changes) 場合のみ新たな「著作」とみなすという規定になっている。ただし、規定中に実質的な変化の具体的な判断基準までは示されておらず、そのため、元「著作」と同じ「著作」とみなすかどうかの決定は、書誌レコード作成者の知的判断次第で異なる結果となる。すなわち、これらの書誌的関連において境界線の見極めはレコード作成者の知的判断に委ねられているといえる。

2. NCR1987

前節で述べた「統一タイトル」のみでは十分な分析ができないため、「著作」の創作者と関係の深い著者標目と責任表示に関わる諸規定を対象に加え分析した。具体的には、「統一タイトル」(26章)に加え、「単一記入制目録のための標目選定表」(標目付則2)、「責任表示とするものの範囲」(1.1.5.1)、「著作への関与のしかたによる標目の選定」(23.1.1)を分析し、「著作」間の境界線に関係が深いと思われる書誌的関連を抽出した。抽出方法を述べると、例えば「著作への関与のしかたによる標目の選定」規定には「主な著作関与者」として翻案者等が、「副次的な著作関与者」として編集者や翻訳者等が列挙されている。この規定は基本記入方式における著者標目の選定基準に対応するものと考えられるため³⁰⁾、「主な著作関与者」はRDAの「創作者」に、「副次的な著作関与者」はRDAの「寄与者」にそれぞれ相当する

と考えられる。そこで、「主な著作関与者」の規定からは、列記されている「翻案」等を別の「著作」を生む書誌的関連として抽出し、「副次的な著作関与者」の規定からは同様に「編集」「翻訳」等を元「著作」と同じ「著作」に属する書誌的関連として抽出した。NCR1987から抽出できる書誌的関連は、数が限られるため、全てを図に記載した(第3図)。

第2図と比較すると分かるように、第3図で示した個々の書誌的関連の扱いはNCR1987とRDAとで大きな相違はない。例えば、NCR1987も派生関連タイプの「翻訳」「編曲」は元「著作」と同じ「著作」、 「翻案」は別の「著作」として扱っている。

ただし、NCR1987特有の特徴として以下の点が見いだせる。

- ①図の中央に位置する「解釈」「評釈」「注釈」「脚色」「改訂」は、規定により同一「著作」か否かの扱いが異なるものである。こうした規定による扱いの揺れを、第3図では境界線を2本引いて表した。例えば、派生関連タイプの「脚色」は、「責任表示とするものの範囲」という規定の中で、脚色者がRDAの寄与者に相当する「間接的な著作者」として示されている。それゆえ、同規定では「脚色」が元「著作」と同じ「著作」として扱われていると考えられる。しかしその一方で、「著作への関与のしかたによる標目の選定」の規定は、脚色者をRDAの創作者に相当する「主な著作関与者」と位置づけており、この規定からは「脚色」が元「著作」と別の「著作」として扱われていると捉えられる。この扱いの揺れから、NCR1987には「著作」間の境界線に固定化されていない部分があると考えられる。

- ②第3図に全てを記載できるなど、NCR1987から抽出できる書誌的関連の種類は限定されていた。RDAにある書誌的関連でNCR1987にないものも多い。また、通常の日録にはほとんど適用例のない、付則「単一記入制目録のための標目選定表」だけに現れる書誌的関連がいくつも存在していた。派生関連タイプの「自由訳」

「改作」などは、付則のみに現れる。第3図では、こうした書誌的関連を「()」に入れて示した。付則以外の通常用いられる規定に由来するものに絞ると、書誌的関連の数はさらに限定されることになる。

- ③書誌的関連の中には、レコード作成者による知的判断が必要なものが含まれていた。例えば、参照関連タイプの「解釈」「評釈」「注釈」は、「単一記入制目録のための標目選定表」によれば、“原著者とは異なる個人または団体による注釈、解釈、評釈を伴うもので情報源の表示から、注釈者の著作責任の度合いが強調されているもの”³⁴⁾と判断した場合のみ注釈者を著者標目を選ぶ、すなわち原著者ではなく注釈者を創作者として扱う規定となっている。このように、「著作」の同定識別の決定がレコード作成者の知的判断に依存するものは丸で囲んで示した。なお、派生関連タイプの「脚色」は、①で述べたように規定による扱いの揺れはあるものの、レコード作成者の知的判断は必要でないため丸に入れていない。
- ④図中央の派生関連タイプの「改訂」は、付則と付則以外の規定両方に現れた書誌的関連である。付則上では“原著に責任のある個人または団体の名称が著者表示に示されていたり、タイトル中に含まれていた、情報源の表示から未だ著者としての責任があるものとされている著作”³⁴⁾か、あるいは“標題紙上の表現形式から、原著に責任のある個人または団体は、もはや著者として責任はないと考えられる著作”³⁴⁾かという、「著作」の同定識別にレコード作成者による知的判断が求められるケースとされている。これは知的判断が必要な点で、前述したRDAの「改訂・改作」と類似している。しかし、こうしたレコード作成者の知的判断が必要な書誌的関連は付則のみに現れ、付則以外の規定には見られない。例えば、付則以外の規定において「改訂」は「表現形」「体現形」レベルの変更である「版」に関する用語として扱われているため、元「著作」と同じ「著作」と捉えられる。ここから、NCR1987の通常使われる

規定内では、境界線の見極めを機械的に判断できることが前提になっていると捉えることができる。しかしながら、規定本文に出現するのは「改訂」「翻案」といった用語のみであり、実際にどのような資料がこれらの用語に該当するかまでは示されていない。

3. NCR2018

RDAとの相互運用性の確保を策定方針とするNCR2018は、RDAに存在する書誌的要素を全て採用している。それゆえ、NCR2018の「著作」間の境界線に関係の深い書誌的要素は、RDAの該当規定に対応する規定から抽出できると考えられる。また、NCR2018独自の規定で「著作」間の境界線に関係するものはない。そこで本研究では、RDAで分析対象とした諸規定に対応する「著作に対する典拠形アクセスポイント」(22章)、「関連指示子: 資料と個人・家族・団体との関連」(付録C.2)、「関連指示子: 資料に関するその他の関連」(付録C.1)を分析対象とした。

分析結果を図に整理したところ、RDAの図(第2図)と同じであった。というのは、NCR2018の関連指示子は、現時点ではRDAの規定の日本語訳がそのまま提示され、その関連指示子から抽出される書誌的関連はRDAと同じになるからである。また、細かな規定がいくつか省略されているものの、NCR2018の「著作に対する典拠形アクセスポイント」はRDAの規定にほぼ準じて構築されている。それゆえ、この規定から読み取れる書誌的関連もRDAと同様である。

まとめると、NCR2018の「著作」間の境界線を示す図はRDAと同じである。前述したように、FRBRは「著作」間の境界線が文化の違いによって異なりうる点を指摘しているが、NCR2018とRDAに関して違いはないといえる。

V. まとめと考察

前章の結果を踏まえ、「著作」の同一性の操作的定義からみた各記述規則の「著作」の特徴をまとめる。さらに、書誌レコードの作成という実践的な場面を想定し、記述規則における「著作」の

同一性の操作的定義に関する課題と改善策を考察する。

A. 各記述規則の特徴

国際的なデファクトスタンダードに成長しつつある RDA では、FRBR に基づいて定義づけされた「著作」が必要不可欠な用語として規定に組み込まれていた。そして、「著作」の同定キーの構築に相当する「著作の典拠形アクセスポイント」の規定が、FRBR に基づく「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義とを明示的に結びつけていた。さらに、この規定が、書誌レコード作成者に対して「著作」の創作者性の種類に関する判断を求めていることから、RDA の「著作」の同定キー構築では「著作」の創作者と創作者性が重視されているといえる。「著作」間の境界線は固定しており、例えば、元の「著作」の表現形式の変更に対応する「翻訳」された資料は元「著作」と同一「著作」とみなされ、修正自体に知的活動が大きく関与している「翻案」された資料は元の「著作」とは別の新たな「著作」と扱われていた。ただし、「改訂・改作」のように機械的に同一「著作」か否かが決められず、レコード作成者による個別事例ごとの知的判断に依存するケースも含まれていた。

現在の日本の標準記述規則である NCR1987 は、策定が FRBR 成立以前であるが故に「著作」の用語定義が FRBR とは異なり、「著作」と「体现形」が十分に分化していなかった。同一「著作」集合の形成手法を扱う規定には「統一タイトル」が該当するが、この規定は適用が必須でない任意規定とされている。このことから、NCR1987 は RDA に比べて、「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義との明示的な結びつきが弱いといえる。加えて、この統一タイトルの規定は、適用範囲が極めて限定的で、全ての「著作」を対象とした集合形成を行うことができない。また、NCR1987 では、「著作」の同定キーの構成要素に、「著作」の主たる責任者である「創作者」だけでなく、間接的な責任をもつ「寄与者」が入る余地があった。この点は、同定キーの構築にお

いて創作者を重視していた RDA と大きく相違する。加えて、NCR1987 の「著作」間の境界線には固定化されていない部分があった。

今後の日本の標準記述規則として期待される NCR2018 は、RDA との相互運用性を確保するという策定方針から、RDA と同様に FRBR に準拠した用語定義を採用し、かつ同一「著作」集合の形成が実現できるものであった。「著作」間の境界線も RDA と同様と推測できる。ただし、「著作」の同定キーの構築におけるタイトルの重視など、NCR1987 からの継続性に配慮した箇所では、RDA と異なる特徴が見られた。加えて、NCR1987 から引き継いだ「書誌階層構造」の規定に、「著作」と「体现形」の分化の不十分さを部分的に残していると考えられた。

B. 「著作」の同一性の操作的定義に関する課題と改善策

これまで見てきたように、記述規則が示す「著作」の同一性の同定識別基準には、同定識別が機械的に決まるものだけでなく、書誌レコード作成者の知的判断が必要なものも含まれていた。しかし、現時点の RDA や NCR2018 は、書誌レコード作成者が知的判断を行う際に参照する具体的な基準が規定本文に含まれず、代わりに具体例が示されていることが多い。例えば、「改作・改訂」の規定 (RDA 6.27.1.5) では、小説の戯曲化を新しい「著作」として扱う例が、以下のように示されている³¹⁾。

New Work by the Original Creator:
Hugo, Victor, 1802-1885. La Esmeralda
A libretto adapted from the novel
Notre-Dame de Paris by Hugo

これは、小説の戯曲化が新しい「著作」を生むという判断基準を示す具体例ではあるが、判断基準そのものではない。この種の知的判断に慣れないレコード作成者が、この具体例から判断基準を読み取り、「著作」の同一性の同定識別に適用することは難しいと考えられる。I章で、抽象的な実

体である「著作」が有するあいまいさを問題として指摘したが、このあいまいさの問題は、実践的場面で用いる「著作」の同一性の操作的定義においても十分に解消できている訳ではないといえよう。しかし、目録高度化の実現につながる書誌レコードを作成するには、「著作」に関する書誌的要素を、レコード作成者による揺れがない形で一貫して記録する必要がある。

あいまいさの問題を解決するには、もちろん、知的判断の基準を具体的、客観的に明文化することが望ましい。しかしながら、例えば判断基準が元の「著作」からの「変更の程度」に依存する場合、レコード作成者は個別の資料ごとに、もしくは各図書館の利用者ニーズ等を踏まえて判断するしかなく、全ての事例に合致する判断基準を文章化するのには困難だと推測される。RDAやNCR2018の両記述規則に見られた例示は、法律における判例のように、具体的な基準の提示に代わって、適用・不適用の事例を提示したものと推察され、ある程度の有効性が期待できる。これゆえ、この問題の現実的な改善策として、こうした判例的な例示を十分に蓄積し、加えてその例示をレコード作成者が適切に解釈できるようにすることが考えられる。さらにいえば、レコード作成機関は、こうした例示に基づく知的判断を一貫した形で行う必要性を認識し、例示の解釈ポイントを示したガイドラインを作成したり、担当者向けの研修を開催したりすることが有効と考えられる。

VI. おわりに

本研究では、書誌レコードの作成という実践的場面を想定しその基礎ツールである記述規則を取り上げ、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を明らかにした。その結果、現行の日本の標準記述規則であるNCR1987は、同一「著作」集合の形成手法を扱った規定の適用範囲が極めて限定的であるが故に、全ての「著作」を対象とした集合形成を行うことが困難だが、今後の標準記述規則として期待されるRDAとNCR2018には同一「著作」集合の形成の実現につながる規定が含まれることを明

らかにできた。RDAとNCR2018は、目録高度化の実現、特に書誌レコードの「著作」単位のグループ化を高精度に実現できる記述規則だといえるだろう。また、NCR1987の分析結果は、各種の記述規則を統合的に理解する枠組であるFRBRを踏まえたからこそ明らかにできた成果である。NCR1987と国際的な記述規則との間に相違が存在することを、改めて確認できた意義は大きいと考える。

RDAとNCR2018は、「著作」の同定キー構築において書誌記述の専門家であるレコード作成者の知的判断を求める規定を含んでいた。筆者は、この知的作業により作成された「著作」のデータは、知的成果物への効果的なナビゲーション機能を実現させるものであると同時に、機械的な付与が困難で出版流通業界が作成するメタデータにはないものであるため、図書館による情報組織化のコアコンピタンスの一つになると考えている。「著作」を同定識別するデータは、知的成果物に潜在する多層性を検索システム上で表現する基礎となる。そして、こうした多層性を活用したナビゲーションは、フラットな構造のデータを使って構築されるAmazon等のオンライン書店目録では実現が困難な機能である。

しかしながら、他方でこうした知的作業を適切に行うには、「著作」の扱いに習熟した専門家が必要となり、その作業コストは必然的に高くなると推測できる。NCR1987では付則以外の規定にこの種の知的判断を含むものがないため、これまで日本の図書館界は、この知的作業をほとんど行っていない。またその重要性についても、日本の図書館界の共通認識にはなっていないと思われる。日本の図書館界がこの知的判断に伴う作業コストをどのように評価するか、すなわち「著作」の同定識別に関する作業コストの費用対効果をどのように見積もるかが、日本の新たな標準記述規則として期待されるNCR2018の普及の成否、さらに任意規定等を含めたその十全な適用の範囲に大きな影響を与えるだろう。現在、予備版公表の段階にあるNCR2018について、本版刊行後の適切な時期に、その意義や効果、記述規則の

普及状況等に関する調査研究を行う必要があると考える。

「著作」の同定識別に要する知的作業は「著作」の操作そのものといえる。専門家によって適切に処置された「著作」のデータを書誌レコードに加えることは、図書館が作成し提供する書誌レコード自体の価値の向上につながると考えられる。不断に変化している現在の情報環境に合わせて図書館目録をさらに高度化させるためには、記述規則の改善やガイドラインの作成等を通じて、継続的に「著作」の操作可能性を向上させる必要がある。今後も著作に関する研究を続け、記述規則の適用細則や作成マニュアルにまで踏み込んだ分析や、書誌レコードに含まれる「著作」のデータの目録検索システムのナビゲーションへの取入れ、効果的な活用につながるシステム実装等を検討する。

謝 辞

本研究は、2017年度三田図書館・情報学会の研究助成を受けて実施しました。本稿の執筆にあたりご指導くださった慶應義塾大学の谷口祥一先生に深く感謝いたします。また、査読者や編集委員の皆様には多くの貴重なご指摘をいただきました。記して感謝を表します。

注・引用文献

- 1) Le Boeuf, Patrick. FRBR: Hype or cure-all? Introduction. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2005, vol. 39, no. 3/4, p. 1-13.
- 2) International Federation of Library Associations and Institutions. *Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report*. K.G. Saur, 1998, 136p.
- 3) International Federation of Library Associations and Institutions. 書誌レコードの機能要件. 和中幹雄, 古川肇, 永田治樹訳. 日本図書館協会, 2004, 121p.
- 4) 古川肇. 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの諸問題. *資料組織化研究-e*. 2013, no. 64, p. 1-13. <http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/64-201304-1-PB.pdf>, (accessed 2018-05-26).
- 5) Gonzalez, Linda. What is FRBR?. *Library Journal*. 2005, vol. 130, suppl. 22, p. 12, 14.
- 6) Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. MIT Press, 2000, 255p.
- 7) Svenonius は「著作」の操作的定義」という言葉を用いているが、実際には「著作」の同一性の操作的定義」と呼ぶ方が適切である。
- 8) Smiraglia, Richard. *The Nature of "a Work": Implications for the Organization of Knowledge*. Scarecrow Press, 2001, 182p.
- 9) Yee, Martha. What is a work? Part 1: The user and the objects of the catalog. *Cataloging & Classification Quarterly*. 1994, vol. 19, no. 1, p. 9-28.
- 10) Yee, Martha. What is a work? Part 2: The Anglo-American cataloging codes. *Cataloging & Classification Quarterly*. 1994, vol. 19, no. 2, p. 5-22.
- 11) Yee, Martha. What is a work? Part 3: The Anglo-American cataloging codes. *Cataloging & Classification Quarterly*. 1995, vol. 20, no. 1, p. 25-46.
- 12) Yee, Martha. What is a work? Part 4: Cataloging theorists and a definition abstract. *Cataloging & Classification Quarterly*. 1995, vol. 20, no. 2, p. 3-24.
- 13) Panizzi, Antonio. "Rules for the compilation of the catalogue". *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*. Carpenter, Michael; Svenonius, Elaine, eds. Libraries Unlimited, 1985, p. 3-14.
- 14) Cutter, Charles A. "Rules for a dictionary catalog: Selection". *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*. Carpenter, Michael; Svenonius, Elaine, eds. Libraries Unlimited, 1985, p. 62-71.
- 15) Pettee, Julia. "The development of authorship entry and the formulation of authorship rules as found in the Anglo-American code". *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*. Carpenter, Michael; Svenonius, Elaine, eds. Libraries Unlimited, 1985, p. 75-89.
- 16) Verona, Eva. "Literary unit versus bibliographical unit". *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*. Carpenter, Michael; Svenonius, Elaine, eds. Libraries Unlimited, 1985, p. 155-175.
- 17) Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging. Final Report. Phase I: Descriptive Cataloging*. 1969, 113p. <https://eric.ed.gov/?id=ED031273>, (accessed 2018-05-26).
- 18) International Conference on Cataloguing Principles. "Statement of principles". *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*. Carpenter, Michael; Svenonius, Elaine, eds. Libraries Unlimited, 1985, p. 104-112.

- 19) 主な論稿に次のものがある。Wilson, Patrick. "The second objective". *The Conceptual Foundations of Descriptive Cataloging*. Svenonius, Elaine, ed. Academic Press, 1989, p. 5-16.
- 20) 主な論稿に次のものがある。Domanovszky, A. *Functions and Objects of Author and Title Cataloguing: A Contribution to Cataloguing Theory*. Verlag Dokumentation, 1975, 173p.
- 21) Tillett, Barbara Ann Barnett. *Bibliographic Relationships: Toward a Conceptual Structure of Bibliographic Information Used in Cataloging*. University of California, 1987, 306p., Ph.D. dissertation.
- 22) Smiraglia, Richard. *Authority Control and the Extent of Derivative Bibliographic Relationships*. University of Chicago, 1992, Ph.D. dissertation.
- 23) IFLA Cataloguing Section and IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code. *Statement of International Cataloguing Principles (ICP)*. 2009 edition, IFLA, 2009, 15p. https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2009-en.pdf, (accessed 2018-05-26).
- 24) IFLA Cataloguing Section and IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code. *Statement of International Cataloguing Principles (ICP)*. 2016 edition, IFLA, 2016, 20p. https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/icp/icp_2016-en.pdf, (accessed 2018-05-26).
- 25) Riva, Pat; Le Boef, Patrik; Žumer, Maja. *IFLA Library Reference Model: A Conceptual Model for Bibliographic Information*. IFLA, 2017, 101p. https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf, (accessed 2018-05-26).
- 26) Smiraglia, Richard. The history of "the work" in the modern catalog. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2003, vol. 35, no. 3/4, p. 553-567.
- 27) Wallheim, Henrik. From complex reality to formal description: Bibliographic relationships and problems of operationalization in RDA. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2016, vol. 54, no. 7, p. 483-503.
- 28) Picco, Paola; Repiso, Virginia. The contribution of FRBR to the identification of bibliographic relationships: The new RDA-based ways of representing relationships in catalogs. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2012, vol. 50, no. 5/7, p. 622-640.
- 29) NCR改訂前後の時期に著作について正面から取り上げた研究には、例えば次のものがある。岩下康夫. "著作単位" "書誌単位" と "書誌階層": 日本目録規則本版案批判試論. *図書館界*. 1986, vol. 38, no. 3, p. 148-154.
- 30) 和中幹雄. FRBRにおける「著作」概念の特徴とNCR改訂の方向性. *資料組織化研究* -e. 2010, no. 59, p. 33-42. <http://techser.info/wp-content/uploads/2015/01/59-201012-3-PB.pdf>, (accessed 2018-05-26).
- 31) American Library Association; Canadian Library Association; Chartered Institute of Library and Information Professionals (CILIP). *RDA Toolkit*. <http://www.rdatoolkit.org/>, (accessed 2018-05-26).
- 32) IFLA Working Group on Function Requirements and Numbering of Authority Records (FRANAR). *Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model*. K.G. Saur, 2009, 101p.
- 33) IFLA Working Group on the Functional Requirements for Subject Authority Records (FRSAR). *Functional Requirements for Subject Authority Data (FRSAD): A Conceptual Model*. De Gruyter Saur, 2011, 74p.
- 34) 日本図書館協会目録委員会. *日本目録規則*. 1987年版改訂3版, 日本図書館協会, 2006, 445p.
- 35) 日本図書館協会目録委員会. *日本目録規則(NCR)2018年版(仮称)*. <http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku//tabid/643/Default.aspx>, (accessed 2018-05-26).
- 36) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則(NCR)2018年版」(仮称)全体条文案概要. *日本図書館協会*, 2017, p. 127.
- 37) 日本図書館協会目録委員会. 「日本目録規則2018年版」(仮称)の完成に向けて. *図書館雑誌*. 2017, vol. 111, no. 2, p. 98-101.
- 38) なお、NCR2018の規定には、現時点のRDAと規定内容の細部が異なるものがいくつか存在する。これは、NCR2018の検討・策定の際に参照されたRDAの規定が、最新版とは異なることが理由と推察できる。これらの違いは、本研究にとって本質的な相違ではないため、両者の相違として扱うことはしていない。
- 39) Tillett, Barbara. "Bibliographic relationships". *Relationships in the Organization of Knowledge*. Bean, Carol; Green, Rebecca, eds. Kluwer Academic Publishers, 2001, p. 19-35.

要 旨

【目的】 現在進行中の図書館目録の高度化の取組では「著作 (Work)」概念と「著作」に基づくナビゲーション機能の向上が重視されている。しかし抽象的な実体である「著作」は、OPACのFRBR化や書誌レコードの作成といった実践的な場面では十分に活用できていなかった。実践的な文脈で「著作」を扱う場合においては、2つの資料が同一「著作」として扱われる際に有する同一性を特定する操作や手段である「著作の同一性の操作的定義」が有効になる。本研究の目的は、書誌レコード作成の基礎ツールである記述規則を分析し、「著作」の同一性の操作的定義の視点から各記述規則の「著作」の特徴を明らかにすることである。

【方法】 「Resource Description and Access (RDA)」, 「日本目録規則 1987 年版 (NCR1987)」, 「日本目録規則 2018 年版案 (NCR2018)」を分析対象とした。具体的には、①各記述規則の「著作」の用語定義を確認した上で、「著作」の同一性の操作的定義の視点から、②同一「著作」集合の形成および③「著作」間の境界線に焦点を当て、3つの記述規則の規定を比較分析した。最後に、それらの結果をまとめ各記述規則の「著作」の特徴を整理するとともに、「著作」の同一性の操作的定義について課題と改善策を考察した。

【結果】 現行の日本の標準記述規則である NCR1987 は、策定が「書誌レコードの機能要件 (FRBR)」成立以前であるが故に「著作」の定義が FRBR とは異なる。また、全ての「著作」を対象とした集合形成ができず、「著作」の同一性の同定識別基準に相当する「著作」の境界線には固定化していない部分があった。今後の標準記述規則と期待される NCR2018 と RDA は、目録高度化の実現につながる同一「著作」集合の形成を目的とする規定を含み、この規定が FRBR に基づく「著作」の定義と「著作」の同一性の操作的定義とを明示的に結びつけていた。両記述規則の「著作」間の境界線は固定化していたが、そこには書誌レコード作成者の個別事例ごとの知的判断に依存するケースも含まれていた。